

国家知識産権局「専利権侵害行為認定指南（意見募集稿）」 意見募集表

会社名：一般社団法人 ビジネス機械・情報システム産業協会

条項番号	修正提案 赤字下線＝追加要望 青字取消し線＝削除要望 青字太字＝修正要望	修正理由
第一章第一節 1.3	<p>1.3 専利物品の組立及び修理行為</p> <p>侵害被疑者が同一の、又は相異なる経路から入手した部品を専利物品に組み立てることは、専利物品の製造行為に該当する。</p> <p>専利権者が製造した、又は専利権者の許諾を経ずに製造した専利物品の販売後、専利物品の所有権者（合法的な所有者を含む）が専利物品の使用過程で、専利物品が正常に機能するように、専利物品に対して必要な修理を施す行為は専利権侵害行為を構成しない。しかし、専利物品の使用寿命が終了し、その本来の機能を喪失した後、<u>所有権者が廃棄された</u>専利物品を再加工し、その本来の機能を回復させる行為、<u>及び専利物品を部品に分解し、それらの部品を寄せ集めて組み立てる行為</u>は「再製造」と呼ばれ、専利権侵害行為を構成する。</p> <p>修理には、専利による保護を受けていない部品を交換すること、同一部品を重複して交換すること、異なる部品をそれぞれ交換することが含まれる。ただし、新物品を製造する権利又はすでに使用した、若しくは消尽した物品に対する再製造の権利は含まれない。再加工行為が修理に該当するか、再製造に該当するかを判断するにあたっては、通常、次の点を考慮する必要がある。第一に、最も早く販売された物品と交換が必要な部品との関係。第二に、当該部品の構造、価格、消耗品であるか否か。第三に、購入前に、専利権者と購入者との間で修理に関する合意に達したか</p>	<p>専利物品が実際に廃棄されたものであるか否かは、再製造行為の本質とは無関係と考えられるので、削除いただきたい。</p> <p>また、使用済みの専利物品でも使用寿命が終了していないものから、使用可能な部品を抜き取り、それらを利用して別途専利物品を組み立てる行為も実質的に再製造と言えるため、再製造の定義に追加いただきたい。</p>

	<p>否か。 (以下略)</p>	
<p>第二章第 一節 1.2</p>	<p>1.2.1 技術規格に基づいて生じた専利の黙示の許諾</p> <p>専利権者が規格制定に参画するときに、標準化組織に対して自身の専利を故意に十分に開示せずに、当該専利が任意標準である国家規格、業界規格若しくは地方規格に組み込まれた場合は、専利権者が他人に規格の実施と同時に当該専利の実施を無償で許諾したものとみなし、他人による専利の実施行為は、「専利法」第 11 条に規定された専利権侵害行為に該当しない。</p> <p>専利を実施するにあたり、それを国家規格に組み込むことを前提としなければならない場合は、専利権者が専利を自発的に技術規格に組み入れても、それにより専利権者が他人による使用に対して黙示の許諾を行ったと認定することはできない。専利を管理する業務部門は、専利権者が事件に係る専利を規格に組み込んだ主観的な動機、客観的な必須度合いなどを考慮する必要がある。</p> <p>(以下略)</p>	<p>強制標準と任意標準の双方について記載されているが、両者の性質に違いを考慮し、適用が異なることを明確にしていきたい。すなわち、強制標準の場合、専利権を秘匿したとしても問題が起きるわけではない。</p> <p>他方、任意標準の場合、誤って開示しないことも考えられるため、悪質な場合(例えば故意の場合)に限って黙示の許諾となることを記載していきたい。またその場合、無償がFRAND 条件であるかという点に関しては、故意の場合についてはその行為の悪質性により、無償とすべきと考える。</p>